

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

- (1) 以下、1.から3.の全項目について、「該当」「非該当」のいずれかに丸を付けること。
(2) 「該当」となる項目については、それを証明する書類（認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

件名：令和8年度（2026年度）江戸街道プロジェクトにおける情報発信・プロモーション
「SNSコンテンツ作成事業」

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定等

- ◇ 「プラチナえるぼし」の認定を取得している。 【該当・非該当】
- ◇ 「えるぼし3段階目」の認定を取得している。 【該当・非該当】
- ◇ 「えるぼし2段階目」の認定を取得しており、且つ「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【該当・非該当】
- ◇ 「えるぼし1段階目」の認定を取得しており、且つ「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【該当・非該当】
- ◇ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）を策定・届出しており、且つ常時雇用する労働者が300人以下である。 【該当・非該当】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- ◇ 「プラチナくるみん」の特例認定を取得している。 【該当・非該当】
- ◇ 「くるみん（新基準）」の認定を取得している。 【該当・非該当】
- ◇ 「くるみん（旧基準）」の認定を取得している。 【該当・非該当】

3. 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ◇ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。 【該当・非該当】

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印